

# 大磯港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大磯港の管理に関する基本協定書第6条第3項の規定に基づき、大磯港指定管理者が行う施設の利用承認等の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、別に定めるもののほか、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号。以下「条例」という。）及び港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（昭和39年神奈川県規則第126号。以下「規則」という。）の例による。

## 第2章 岸壁（東岸壁のプレジャーボート係留施設を除く。）の利用承認等

### (岸壁の利用承認等)

- 第3条 岸壁（東岸壁のプレジャーボート係留施設を除く。）の利用に係る承認対象施設は、西岸壁、中央岸壁、東岸壁、漁船物揚場及び漁船船揚場とする。
- 2 指定管理者は、岸壁の利用をしようとする者に対して、岸壁利用承認申請書（第1号様式）を提出させるものとする。
  - 3 指定管理者は、岸壁利用承認申請書の提出があったときは、利用目的、船舶の船種、船長、船幅、喫水等の諸元、施設及び他の船舶の利用状況等を勘案した上で、当該申請内容を審査（利用料相当額の証紙が貼付されていることの確認を含む。）し、支障がないと認めるときは、申請書の貼付箇所に確認印を押印し、必要事項を記載した岸壁利用承認書（第2号様式）を交付するものとする。
  - 4 条例第6条第2項各号に掲げる船舶が岸壁を利用する場合には、前項に規定する利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、施設の利用状況等を踏まえ、施設の管理運営上必要な指導等を行うものとする。
  - 5 漁船物揚場、漁船船揚場及び漁船荷さばき地については、条例第6条第3項第3号により専ら漁業に従事する船舶を運航する者が専ら漁業のために利用する場合は、利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、漁船の係留状況等について常時確認し、施設の利用区分に応じた適正な利用となるよう努めなければならない。
  - 6 指定管理者は、申請内容を審査の結果、利用を承認することが不相当と認めた場合は、この旨の通知（第3号様式）をするものとする。

#### (減免船舶の取扱い)

**第4条** 指定管理者は、条例第12条第1項又は第2項第6号に該当する船舶による岸壁の利用については、平塚土木事務所長（以下「所長」という。）からの利用料免除に係る通知を受けて利用の承認を行うものとする。

#### (利用承認の取消し)

**第5条** 指定管理者は、施設の利用者が施設の遵守事項又は係留場所の指定に従わない場合、津波、高潮等のおそれがある場合その他物揚場の管理上特に必要があると認めるときは、条例第27条第1項の規定に基づき、利用承認を取消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止させることができる。

2 指定管理者は、前項に規定する利用承認の取消しを行うときは、聴聞等必要な手続を経て行わなければならない。

### 第3章 東岸壁のプレジャーボート係留施設の利用承認等

#### (係留施設の利用)

**第6条** 東岸壁のプレジャーボート係留施設（以下「係留施設」という。）の利用承認は、施設の利用状況を勘案し、10日間を限度に認めるものとする。

2 前項の期間の算定は、24時間を1日として計算するものとする。

3 指定管理者は、短期利用を繰り返すことにより、利用期間が1月以上となる場合は、当該短期利用に係る利用の承認を拒まなければならない。

#### (利用承認の申請)

**第7条** 指定管理者は、係留施設に係る利用承認の申請を行おうとする者に対して、次の書類を提出させるものとする。

(1) 係留施設利用承認申請書（第4号様式）

(2) その他指定管理者が必要と認めるもの

2 条例第6条第2項各号に掲げる船舶が係留施設を利用する場合は、前条に規定する利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、施設の利用状況を踏まえ、管理運営上必要な指導等を行うものとする。

#### (艇の確認及び利用承認)

**第8条** 指定管理者は、利用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認することについて支障がないと認めるときは、次項に規定する艇の確認及び利用承認を行うものとする。

- 2 指定管理者は、申請の対象となった艇を利用開始の日に持参させ、申請者立会いのもと、その艇が使用に耐えるものであること、船長（係留するときに艇に設置されている金具及び船外機等の附属品（以下「附属品」という。）を含めた長さ（別表第1）とし、船台等は含めないものとする。以下同じ。）の実測、艇及び附属器具（附属品及び船台等をいう。以下同じ。）が係留施設の規格の範囲内に収まるか等を確認し、支障がないと認めたときは、第3項及び第4項並びに次条の規定に基づき、利用の承認を行うものとする。
- 3 利用の承認に当たっては、利用料相当額の証紙が貼付されていることを確認の上、申請書の証紙貼付箇所に確認印を押印し、申請者に申請書の写しを交付するものとする。
- 4 第3項の利用の承認は、申請書の写しの交付をもって行うものとする。
- 5 指定管理者は、前条の申請内容を審査の結果、利用を承認することが不適当と認めた場合は、この旨の通知（第5号様式）をするものとする。

#### （減免申請の取扱い）

- 第9条** 指定管理者は、条例第12条第2項第6号に該当する艇（別表第2に掲げる艇をいう。）に関し減免の申し出があった場合は、係留施設利用料減免申請書（第6号様式）、別表第2に掲げる艇であることを証する資料その他必要な書類の提出を指導し、審査の上、承認の見込みがあると認められるときは、申請書の指定管理者意見欄にその旨を記して所長に回付するものとする。
- 2 所長は、指定管理者から回付された減免申請書を審査の上、減免することが適当であると認めたときは、指定管理者を経由して係留施設利用料減免決定通知書（第7号様式）を申請者に交付するものとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、別表第2の(1)から(3)までに掲げる艇に関し、当該艇であることを証する資料その他必要な書類の提示を受け、当該艇であることが確認できる場合には、所長から利用料減免決定通知書の交付があったものとみなし、第1項による所長への回付を省略することができる。
  - 4 指定管理者は、施設利用料減免決定通知書の交付とあわせて減免申請がなされた艇の利用の承認を行うものとする。
  - 5 前4項に規定するもののほか、所長と指定管理者は、協議の上、減免申請の取扱いに関する運用方法を定めることができる。
  - 6 指定管理者は、条例第12条第1項に該当する艇による係留施設の利用については、所長からの利用料免除に係る通知を受けて利用の承認を行うものとする。

#### （利用承認の取消し）

- 第10条** 指定管理者は、係留施設の利用者が施設の遵守事項又は係留場所の指定に従わない場合、津

波、高潮等のおそれがある場合その他係留施設の管理上特に必要があると認めるときは、条例第27条第1項の規定に基づき、利用承認を取消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止させることができる。

2 指定管理者は、前項に規定する利用承認の取消しを行うときは、聴聞等必要な手続を経て行わなければならない。

#### 第4章 係留施設利用者に対する利用指導

##### (出艇届)

第11条 指定管理者は、係留施設の利用者が艇を利用する場合には、出艇届（第8号様式）を提出させ、艇が帰港したときは、出艇届に帰港日時を記入させるものとする。

##### (気象情報の提供)

第12条 指定管理者は、利用者の安全を確保するため、消防本部、地方气象台、気象情報収集装置等により随時気象情報を収集し、利用者に対して気象情報の提供を行うものとする。

##### (指導事項)

第13条 指定管理者は、条例第8条に規定する遵守事項及び第11条から前条までの手続等のほか、快適で安全な施設運営を行うための指導事項を定めることができる。

2 前項の指導事項を定めたときは、所長にこれを通知するものとする。

#### 第5章 入出港届の受付

##### (入出港届の受付)

第14条 指定管理者は、船舶が入港したときは、条例第14条及び規則第8条の規定に基づき、入出港の届出を受け付け、これを所長に回付するものとする。

#### 第6章 荷さばき地の利用承認

##### (荷さばき地の利用承認)

第15条 指定管理者は、荷さばき地の利用をしようとするものに対して、荷さばき地利用承認申請書（第9号様式）を提出させるものとする。

2 指定管理者は、荷さばき地利用承認申請書の提出があったときは、利用目的、利用内容、利用期間等の利用計画を確認し、審査の上支障がないと認めるときは、必要事項を記載した荷さばき地利用承認書（第10号様式）を交付するとともに、利用料の徴収を行うものとする。

3 前項に規定する利用料の徴収は、大磯町予算決算会計規則（昭和40年大磯町規則第3号）に基づく

納入通知書を利用者に交付する方法により行うものとする。

- 4 荷さばき地利用料の減免並びに荷さばき地の利用承認の取消し、効力の停止及び施設の利用の中止については、第4条及び第5条の規定を準用する。
- 5 利用の承認を要しない船舶又は車両の利用に当たっての取扱いについては、第3条第4項の規定を準用する。

## 第7章 船舶給水施設の利用承認

### (船舶給水施設の利用の承認等)

- 第16条** 指定管理者は、船舶給水施設の利用をしようとする者に対して、船舶給水申請書（第11号様式。以下この条において「申請書」という。）を提出させるものとする。
- 2 指定管理者は、申請書の提出があったときは、内容を審査（利用料相当額の証紙が貼付されていることを確認することを含む。）し、支障がないと認めるときは、申請書の証紙貼付箇所に確認印を押印し、必要事項を記載した船舶給水承認書（第12号様式）を交付するものとする。
  - 3 船舶の給水施設の管理を行う指定管理者の職員は、利用者から船舶給水承認書の提示を受けて給水させるものとする。
  - 4 指定管理者は、高潮等のおそれがある場合等西岸壁の管理上特に必要があると認めるときは、船舶給水施設の利用承認を取り消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止することができる。

## 第8章 駐車場の利用承認

### (駐車場の利用の承認等)

- 第17条** 指定管理者は、駐車場の利用をしようとする者に対して、大磯港駐車場利用券（第13号様式）を交付することにより利用の承認を行うものとする。ただし、満車等の事情により利用を認めることができないときは、駐車場利用券を交付しないことにより利用の承認を拒否するものとする。
- 2 駐車場の利用料金は、当該利用が終了したときに領収するものとし、利用料金を領収したときは、領収書（緑化協力金をいただいた場合）（第14号様式）又は領収書（緑化協力金をいただけなかった場合）（第15号様式）を利用者に交付するものとする。
  - 3 指定管理者は、条例第25条第1項の規定により、駐車場利用料金を免除する必要がある車両が駐車場を利用する場合は、所長から交付を受けた無料利用券の在庫を確認の上、当該車両の運転手に所定の無料利用券を交付して利用承認を行うとともに、無料利用券を使用した旨を所定の台帳に記入するものとする。
  - 4 利用の承認を要しない車両の利用に当たっての取扱いについては、第3条第4項の規定を準用する。
  - 5 指定管理者は、駐車場利用者に対し、別に定める大磯港駐車場管理規程に基づく遵守事項を遵守さ

せるとともに、高潮等のおそれがある場合、利用者が遵守事項に従わない場合その他駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、駐車場所の変更又は駐車場の利用を中止させることができる。

#### (駐車場利用料金の減免の取扱い)

**第17条の2** 指定管理者は、条例第25条第2項に基づき、知事の承認を得て定めた基準により、駐車場利用料金を減免するものとする。

### 第9章 施設の利用に係る指導

#### (専用利用承認等の指導)

**第18条** 指定管理者は、条例第3条第1項ただし書に基づく許可又は条例第5条第1項に基づく承認その他の法令に基づく許可等を要する行為について相談があったときは、所長と連絡調整の上、申請手続等を指導するものとする。

2 指定管理者は、前項による指導の結果、当該申請書が指定管理者に提出された場合は、当該申請書に意見を付して所長に送付するものとする。

#### (大磯港一時使用届)

**第19条** 指定管理者は、法令及び条例に基づく許可又は承認を要しない行為で通常の利用とは異なる使用の申出があったときは、大磯港一時使用届（第16号様式）を提出させるものとする。

2 指定管理者は、前項の届出書の提出を受けたときは、この写しを所長に送付するものとする。

#### (施設の利用の中止等)

**第20条** 指定管理者は、津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときその他管理上特に必要があると認めるときは、管理する施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができるものとする。

### 第10章 雑則

#### (雑則)

**第21条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾管理者と指定管理者が協議して定めるものとする。

## 附 則

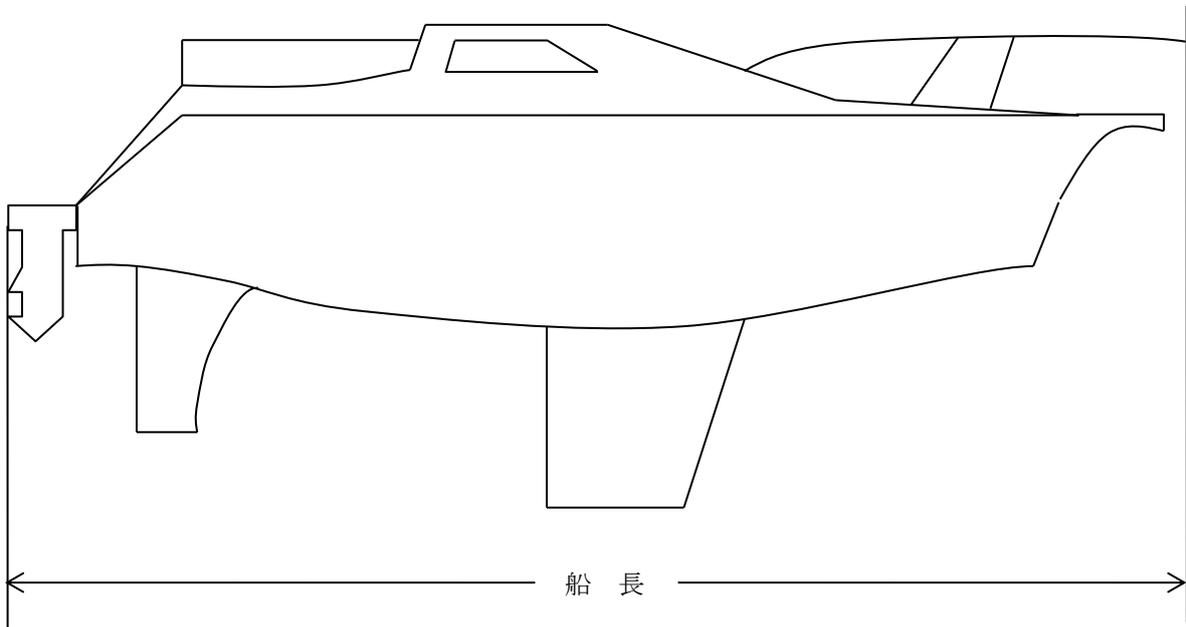
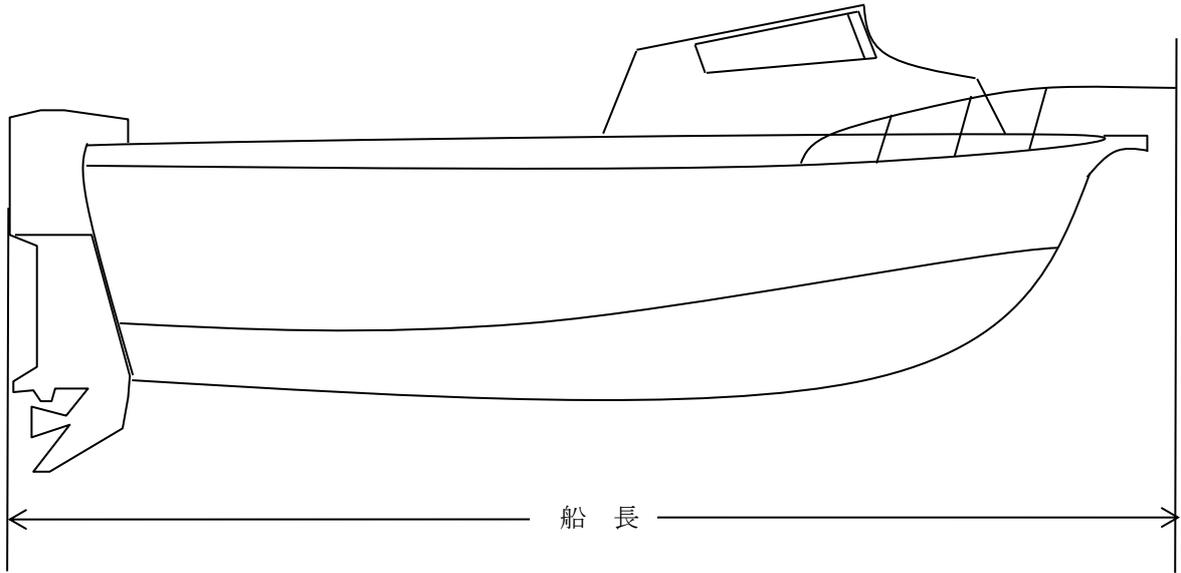
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 従前の大磯港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱で定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）	岸壁利用承認申請書
第2号様式（第3条関係）	岸壁利用承認書
第3号様式（第3条関係）	岸壁利用不承認通知書
第4号様式（第7条関係）	係留施設利用承認申請書
第5号様式（第8条関係）	係留施設利用不承認通知書
第6号様式（第9条関係）	係留施設利用料減免申請書
第7号様式（第9条関係）	係留施設利用料減免決定通知書
第8号様式（第11条関係）	出艇届
第9号様式（第15条関係）	荷さばき地利用承認申請書
第10号様式（第15条関係）	荷さばき地利用承認書
第11号様式（第16条関係）	船舶給水申請書
第12号様式（第16条関係）	船舶給水承認書
第13号様式（第17条関係）	大磯港駐車場利用券
第14号様式（第17条関係）	領収書（緑化協力金込み）
第15号様式（第17条関係）	領収書（緑化協力金なし）
第16号様式（第19条関係）	大磯港一時使用届

別表第1 (第8条関係)



別表第2(第9条関係)

船舶の種類	利用料の種類	減免の内容	提出(提示)書類等
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)第1条に規定する学校のヨット部等(当該学校の長が認めた課外活動を行う団体に限る。)が当該団体本来の活動のために使用する艇	条例別表第1の2 係留料	5割の減額	所属団体課外活動証明書(提出)
(2) 障害者手帳の所持者が常時操船する艇及びその伴走艇			障害者手帳(提示)
(3) 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体本来の活動のために使用する艇			団体の定款等(提出) 団体会員の募集要項(提出) 当該年度の事業計画書(提出) 前年度の事業報告書(提出)
(4) その他条例第12条第2項第6号の規定に基づき減免を認めた艇		5割の減額又は免除	必要に応じて提出(提示)を指導

- 備考 1 表中の(1)から(4)までの各減免措置を1つの艇について重複して適用することはできないものとする。  
 2 減額の取扱いをした場合に、減額後の利用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。